

ふくおか産学共創コンソーシアム会則

制定 平成 29 年 12 月 15 日

第 1 条（名称）

本コンソーシアムの名称を「ふくおか産学共創コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

第 2 条（目的）

地域におけるイノベーション創出と地域経済発展を目的として、地域における研究・開発型のスタートアップや中小・中堅企業、大学等研究機関、金融機関、産業支援機関など、様々な主体が、組織や業種の垣根を越えて交流・連携できる場（環境）をつくり、その場から、多くの交流・連携活動が自律的に生まれるための支援活動を行うことで、中小企業の研究開発力の向上やスタートアップの創出・育成など地方発イノベーション創出を推進する。

第 3 条（事業）

コンソーシアムの事業は次に掲げるとおりとする。

- （1）専門分野・異分野間の交流機会の促進に関する事業
- （2）産学・産産のマッチング促進に関する事業
- （3）共同研究・開発の促進に関する事業
- （4）成果の事業化・製品化に向けたサポートに関する事業
- （5）その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第 4 条（構成）

コンソーシアムは、企業や大学等研究機関、金融機関、産業支援機関、地方公共団体、経済団体その他任意団体及び個人で、コンソーシアムの趣旨に賛同するものをもって構成する。

第 5 条（会員）

コンソーシアムの会員は、次のとおりの区分とする。

- （1）企業
- （2）大学等研究機関
- （3）金融機関
- （4）産業支援機関
- （5）地方公共団体
- （6）その他

第6条（入会）

コンソーシアムの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 入会申込書については、書面のかわりに電子的な手段を用いることができるものとする。

第7条（会費）

会費は当面の間、無料とする。なお、コンソーシアムが実施する個別の活動に必要な経費は、その活動に参加する者が応分の負担を個々に行うものとする。

第8条（退会）

会員がコンソーシアムを退会しようとするときは、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものと見なす。

- （1）法人又は団体が、解散し又は破産したとき。
- （2）個人として入会した者が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

第9条（役員）

コンソーシアムには代表を置き、代表はコンソーシアム全体会議の運営を中心とする会務を総理する。

2 その他、必要に応じて、顧問・副代表の役員を置くことができる。

3 役員の任期は特に定めない

第10条（全体会議）

全体会議は、必要に応じて代表が招集する。

2 全体会議は、コンソーシアムの各年度の活動計画や活動実績など、運営に関する基本的事項について議題とする。

第11条（事務局）

コンソーシアムの事務局は、公益財団法人九州先端科学技術研究所（ISIT）と、福岡市が共同で行う。

第12条（その他）

本会則に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、代表が定める。

附 則

この会則は、平成29年12月15日から施行する。